

北名古屋市農業委員会委員の候補者及び北名古屋市農地利用最適化推進委員の候補者の募集要領

現在の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和7年3月31日をもって満了することに伴い、これらの委員の候補者を次のとおり個人若しくは団体の推薦又は応募により募集します。

なお、推薦を受け、又は応募していただいても、あくまで候補者であるため、必ずしもこれらの委員として任命されるとは限りませんのでご了承ください。

1 募集の対象

- (1) 農業委員会委員の候補者
- (2) 農地利用最適化推進委員の候補者

2 推薦又は応募の受付

(1) 受付期間

令和6年10月15日（火）から令和6年11月15日（金）まで

(2) 受付場所

北名古屋市役所西庁舎 2階 商工農政課

(3) 受付時間

開庁日の午前8時30分から午後5時まで

3 推薦又は応募の資格要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 法令等上兼職が禁止されている職に就いている者
- (2) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (3) 破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 推薦又は応募の方法

別添の推薦書又は応募申込書に所要事項を記入の上、署名して受付場所へ提出してください。

なお、郵送による提出も可としますが、受付期間内に到着しないと受付しません。

また、提出された推薦書又は応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※ メール又はFAXによる提出は受付しません。

※ 法律等の規定により推薦書又は応募申込書に記載された事項は、住所事項を除き、全て公表されますのでご承知ください。

5 候補者の選定

推薦若しくは応募による候補者の総数が「8」に掲げる定数を超えた場合又は市長

若しくは農業委員会が必要と認めた場合は、選考委員会を設けてそれぞれの候補者を選考します。なお、期日を定めて面接を実施する場合があります。

6 結果の通知

結果は、令和7年2月下旬以降に本人宛てに通知する予定です。

7 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、その保護及び管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

8 定数

- (1) 農業委員会委員 14人
- (2) 農地利用最適化推進委員 4人

9 任期

- (1) 農業委員会委員 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (2) 農地利用最適化推進委員 委嘱の日から令和10年3月31日まで

10 職務

(1) 農業委員会委員

農地転用、農地の無断転用の防止及び解消などの農地法等の規定に基づく農業委員会の権限に属する事項についての審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止及び解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務となります。会議は、毎月1回（毎月28日前後）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

(2) 農地利用最適化推進委員

市域の全域を担当地区として、農地の無断転用の防止及び解消などを図るための調査等のほか、農業者や農業者が組織する団体等と話し合いを行い、農地利用の集積及び集約化、耕作放棄地の防止及び解消などを図るための調査等が主な職務となります。定期的な会議は予定していませんが必要に応じて会議を開催し、又は農業委員会の会議に出席していただき、報告等していただく場合があります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

11 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条の規定に基づき報酬を支給します。

12 推薦又は応募の問合せ先

〒481-8531

北名古屋市西之保清水田15番地

北名古屋市役所西庁舎 2階 建設部商工農政課内 農業委員会事務局

電話番号 0568(22)1111 内線2277

F A X 0568(25)5533

メール nogyo@city.kitanagoya.lg.jp